



高齢者のみなさんへ 「健康とくらし の調査」の実施

本町では、これまで3年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、適正な介護保険制度の運営に努めています。

このたび、第8期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定に向けて、在宅で生活している介護認定を受けていない65歳以上の方全員を対象として、「健康とくらしの調査」を実施します。

この調査は、今後の高齢者保健福祉および介護予防事業の方向性を決めるための大切な調査です。対象となる方に調査票を送付しますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査対象者 65歳以上の方 ※10月1日現在、町内在住の余市町介護保険第1号被保険者で、介護認定を受けていない方

調査時期 11月下旬

調査方法 郵送による調査

※町の委託事業者（国立長寿医療研究センター）から調査対象者あてに郵送で調査票を配布します。

記入した調査票は、同封の返信用封筒で郵送してください。（切手代はかかりません。）

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119



虐待かも… と思ったら

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

● 11月は児童虐待防止推進月間です ●

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあります。特に幼い子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき課題となっています。

一人でも多くの方々に関心を持ってもらうことが大切です。

- 近所から叩く音や叫び声が聞こえる
- 不自然な傷が多い子どもがいる
- 衣服や体がいつも極端に汚れている子どもがいる
- 小さな子どもを置いて頻繁に外出している
- 車内に子どもが放置されている など

その気づきによって大切な命が守られることがあるかもしれません。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所、役場、民生委員・児童委員などに早めにご連絡ください。

【虐待と思ったらすぐお電話を】児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

（匿名でも結構です。また、通告者のプライバシーは法律で保護されています。）

問合せ 北海道中央児童相談所 ☎011-631-0301
子育て・健康推進課 健康推進グループ ☎21-2122

国民年金からのお知らせ

11月は「ねんきん月間」

11月30日は「年金の日」

日本年金機構では厚生労働省と協力して、公的年金を身近に感じていただくため、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」と制定し、公的年金制度の周知・啓発活動を行っています。

この機会に、「ねんきん定期便」やインターネットサービスの「ねんきんネット」を利用して、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、高齢期に備えた生活設計を考えるきっかけとしてみてはいかがでしょうか。

「ねんきんネット」は、日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）でご確認ください。

■国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、「社会保険料控除」としてその年の所得から控除されます。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に保険料を納めた方については、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（10月1日から12月31日までの納付見込額を含む）が日本年金機構から送付されます。年末調整または確定申告を行う際に、この証明書が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納めた方は、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

～ 控除の対象となる保険料 ～

- 平成31年1月1日～令和元年12月31日までに納めた国民年金保険料（過年度分、追納等の保険料を含む）
- 本人および扶養している家族分（配偶者、子ども等）

問合せ 年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004